

大阪市告示第1662号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年11月29日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和6年12月1日（日）	午前9時から 午後7時まで
	令和6年12月3日（火）から 同月8日（日）まで	
	令和6年12月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	令和6年12月17日（火）から 同月22日（日）まで	
	令和6年12月24日（火）から 同月27日（金）まで	
	令和6年12月28日（土）	午前9時から 午後5時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）